

## 会津若松市上下水道局 品質管理基準(水道施設工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
路体 路床 下層路盤 上層路盤 アスファルト安定処理 アスファルト舗装 (本復旧)			福島県土木部共通仕様書に準ずる。				
配水管	施工	必須	継手・締付けトルク	継手チェックシートによる (会津若松市上下水道局様式)	判定基準内	全箇所	・継手チェックシートによる
			配水管 水圧試験	水圧計、自記圧力計チャート紙による	6時間 0.74Mpa (規格値-0.05Mpa)	配水管布設完了時(全線)	・工事完了調書による ・加圧前の管内水圧(自圧)を確認すること。
			不断水工 水圧試験	水圧計による	5分間 0.74Mpa (規格値-0.05Mpa)	不断水工施工前(全箇所)	
			水質検査 (残塩、pH、目視)	測定器および目視	残留塩素、pHが現場着手前と同程度となること。 異物が無く、無色透明のこと。	現場着手前と管洗浄完了時	・工事完了調書による ・新設管路の管内水量の3倍以上の水道水で管内を洗浄し、上流の既設管の残留塩素と同程度になってから通水する。 ・着手前検査の採水箇所は施工箇所上流部の排水管等から採水のこと。
給水管	施工	必須	締付けトルク	継手チェックシートによる (会津若松市上下水道局様式)	判定基準内	全箇所	・継手チェックシートによる
			水圧試験	水圧計による	2分間 1.75Mpa (規格値-0.05Mpa)	給水管建込前(全箇所)	
			水質検査(残塩、目視等)	測定器および目視等	残留塩素が現場着手前と同等となること。 色、濁り等が異常でないこと。	給水管切替時(全箇所)	
			水量確認	既設給水管と新設給水管のメータ1次側で測定(L/min)。	現場着手前と同等以上	給水管切替時(路線毎に1回)	・工事完了調書による
仮設管	施工	必須	水圧試験	水圧計、自記圧力計チャート紙による	原則 6時間 0.74Mpa (規格値-0.05Mpa)	仮設管布設完了時(全線)	
			水質検査(残塩、目視等)	測定器および目視等	残留塩素が現場着手前と同等となること。 色、濁り等が異常でないこと。	給水管切替時(全箇所)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目にないものについては、福島県土木部共通仕様書に準ずる。</li> <li>・また、工事の種類、規模、施工条件により、この管理基準によりがたい場合、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と打合せの上、施工管理を行うものとする。</li> <li>・写真については、写真管理に基づき管理すること。</li> </ul>						